

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

改正後	改正前
<p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則 平成三年三月三十日 規則第三十四号</p>	<p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則 平成三年三月三十日 規則第三十四号</p>
<p>改正 平成二二年 三月三一日規則第平成二三年 三月三〇日規則第 七四号 六九号 平成二七年 三月 七日規則第 二五号</p>	<p>改正 平成二二年 三月三一日規則第平成二三年 三月三〇日規則第 七四号 六九号 平成二七年 三月 七日規則第 二五号</p>
<p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則 (趣旨)</p>	<p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則 (趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二二年法律第七十号。以下「法」という。）の施行に関し、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号。以下「施行令」という。）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (許可の申請)</p>	<p>第一条 この規則は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二二年法律第七十号。以下「法」という。）の施行に関し、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号。以下「施行令」という。）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (許可の申請)</p>
<p>第二条 法第四条第一項の申請書は、食鳥処理事業許可申請書（別記第一号様式）によらなければならない。 (変更の許可の申請)</p>	<p>第二条 法第四条第一項の申請書は、食鳥処理事業許可申請書（別記第一号様式）によらなければならない。 (変更の許可の申請)</p>
<p>第三条 法第六条第一項の許可を受けようとする者は、知事に構造設備変更許可申請書（別記第二号様式）を提出しなければならない。 (変更の届出)</p>	<p>第三条 法第六条第一項の許可を受けようとする者は、知事に構造設備変更許可申請書（別記第二号様式）を提出しなければならない。 (変更の届出)</p>
<p>第四条 法第六条第三項の規定による届出は、食鳥処理事業許可事項変更届（別記第三号様式）を提出して行わなければならない。 (承継の届出)</p>	<p>第四条 法第六条第三項の規定による届出は、食鳥処理事業許可事項変更届（別記第三号様式）を提出して行わなければならない。 (承継の届出)</p>
<p>第五条 法第七条第二項の規定による届出は、承継届（別記第四号様式）を提出して行わなければならない。 (食鳥処理衛生管理者の届出)</p>	<p>第五条 法第七条第二項の規定による届出は、承継届（別記第四号様式）を提出して行わなければならない。 (食鳥処理衛生管理者の届出)</p>
<p>第六条 法第十二条第六項の規定による届出は、食鳥処理衛生管理者配置（変更）届（別記第五号様式）を提出して行わなければならない。 (休廃止等の届出)</p>	<p>第六条 法第十二条第四項の規定による届出は、食鳥処理衛生管理者配置（変更）届（別記第五号様式）を提出して行わなければならない。 (休廃止等の届出)</p>
<p>第七条 法第十四条の規定による届出は、食鳥処理場休廃止等届（別記第六号</p>	<p>第七条 法第十四条の規定による届出は、食鳥処理場休廃止等届（別記第六号</p>

改正後	改正前
<p>様式)を提出して行わなければならない。 (食鳥検査の申請)</p> <p>第八条 施行規則第二十七条第二項の申請書は、食鳥検査申請書(別記第七号様式)によらなければならない。 (確認規程の認定申請)</p> <p>第九条 法第十六条第一項の認定を受けようとする食鳥処理業者又は同条第二項の認定を受けようとする認定小規模食鳥処理業者は、知事に確認規程認定(変更認定)申請書(別記第八号様式)を提出しなければならない。 (確認規程の廃止の届出)</p> <p>第十条 法第十六条第八項の規定による届出は、確認規程廃止届(別記第九号様式)を提出して行わなければならない。 (届出食肉販売業者の届出)</p> <p>第十一条 施行規則第三十二条の届出書は、届出食肉販売業者届(別記第十号様式)によらなければならない。</p> <p>附 則 この規則は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第八条及び別記第七号様式の規定は、平成四年四月一日から施行する。 附 則(平成十二年三月三十一日規則第七十四号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則(平成十三年三月三十日規則第六十九号) この規則は、平成十三年四月一日から施行する。 附 則(平成十七年三月七日規則第二十五号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>	<p>様式)を提出して行わなければならない。 (食鳥検査の申請)</p> <p>第八条 施行規則第九条第二項の申請書は、食鳥検査申請書(別記第七号様式)によらなければならない。 (確認規程の認定申請)</p> <p>第九条 法第十六条第一項の認定を受けようとする食鳥処理業者又は同条第二項の認定を受けようとする認定小規模食鳥処理業者は、知事に確認規程認定(変更認定)申請書(別記第八号様式)を提出しなければならない。 (確認規程の廃止の届出)</p> <p>第十条 法第十六条第八項の規定による届出は、確認規程廃止届(別記第九号様式)を提出して行わなければならない。 (届出食肉販売業者の届出)</p> <p>第十一条 施行規則第十四条の届出書は、届出食肉販売業者届(別記第十号様式)によらなければならない。</p> <p>附 則 この規則は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第八条及び別記第七号様式の規定は、平成四年四月一日から施行する。 附 則(平成十二年三月三十一日規則第七十四号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則(平成十三年三月三十日規則第六十九号) この規則は、平成十三年四月一日から施行する。 附 則(平成十七年三月七日規則第二十五号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>

改正後	改正前
別記	別記
第一号様式	第一号様式
(第二条)	(第二条)
一部改正〔平成12年規則74号・17年25号〕	一部改正〔平成12年規則74号・17年25号〕
第二号様式	第二号様式
(第三条)	(第三条)
一部改正〔平成12年規則74号〕	一部改正〔平成12年規則74号〕
第三号様式	第三号様式
(第四条)	(第四条)
一部改正〔平成12年規則74号〕	一部改正〔平成12年規則74号〕
第四号様式	第四号様式
(第五条)	(第五条)
一部改正〔平成12年規則74号・13年69号〕	一部改正〔平成12年規則74号・13年69号〕
第五号様式	第五号様式
(第六条)	(第六条)
一部改正〔平成12年規則74号〕	一部改正〔平成12年規則74号〕
第六号様式	第六号様式
(第七条)	(第七条)
一部改正〔平成12年規則74号〕	一部改正〔平成12年規則74号〕
第七号様式	第七号様式
(第八条)	(第八条)
一部改正〔平成12年規則74号〕	一部改正〔平成12年規則74号〕
第八号様式	第八号様式
(第九条)	(第九条)
一部改正〔平成12年規則74号〕	一部改正〔平成12年規則74号〕
第九号様式	第九号様式
(第十条)	(第十条)
一部改正〔平成12年規則74号〕	一部改正〔平成12年規則74号〕
第十号様式	第十号様式
(第十一条)	(第十一条)
一部改正〔平成12年規則74号〕	一部改正〔平成12年規則74号〕